

徳 備 第 2 4 2 号  
徳 務 第 5 1 7 号  
徳 生 企 第 4 9 1 号  
徳 刑 企 第 2 2 1 号  
徳 交 企 第 1 5 7 号  
徳 公 第 1 5 7 号  
令和 7 年 11 月 25 日

各 部 課 長  
殿  
各 警 察 署 長  
(回議先 全課長)

保存期間	10年 (令和18年3月31日まで)
------	-----------------------

徳 島 県 警 察 本 部 長

徳島県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画の策定について（通達甲）  
県警察においては、新型インフルエンザ等が県内で流行した場合において、必要な業務を継続するための体制を確保して警察の責務が果たせるよう、徳島県警察新型インフルエンザ等対策業務継続計画の策定について（令和7年3月19日徳備第44号。以下「旧通達」という。）に基づき対応することとしているが、この度、国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画（平成26年7月24日国家公安委員会・警察庁作成）が改正されたことに伴い、別添のとおり新たに徳島県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画を策定し、令和7年12月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。  
なお、旧通達は、前同日をもって廃止する。

## 別添

### 徳島県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画

#### 第1 総則

##### 1 趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しており、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、コロナウイルスのような既知の病原体であってもウイルスの変異等により、ほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念され、さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これら新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下同じ。）が発生した際には、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び身体を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする必要がある。

これに対して、県警察では、徳島県警察新型インフルエンザ等対策行動計画（令和7年11月25日徳備第241号。以下「行動計画」という。）を策定し、新型インフルエンザ等の発生時においては、県知事部局等の関係機関が一体となって行う取組に積極的に参加して新型インフルエンザ等対策を行うとともに、治安の維持に必要な警察活動を円滑に継続しつつ、各種混乱に伴う不測の事態にも的確に対処することとしている。

しかし、新型インフルエンザ等の流行時には、その感染性の高さから、職員及びその家族（以下「職員等」という。）の健康被害は避けられない。そうした中においても、限られた人員で、県警察がその機能を維持する必要があることから、あらかじめ社会経済への影響の規模の目安である職員の最大40パーセント程度の欠勤といった被害想定等を踏まえた徳島県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、優先度が高い業務の継続性を確保するために必要な事項を定めるものとする。

##### 2 実施方針

業務継続計画は、行動計画に基づいて策定しており、業務継続計画の実施に当たっては、県警察の各部門及び署が一体的な活動を行うとともに、警察庁及び県知事部局等関係機関と連携して的確に業務を推進するものとする。

### 3 被害想定

新型インフルエンザ等の流行が国民の生命及び健康、社会経済活動等に与える影響は、病原体の病原性、感染性等に左右されるものであり、正確に予想することは困難であるため、業務継続計画は、職員の最大40パーセント程度の欠勤を想定しているが、実際の新型インフルエンザ等の発生時には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応するものとする。また、職員の休暇、関連事業者の休業、物資の不足等、業務を遂行するために必要な人員、物資、情報等の必要資源が、新型インフルエンザ等のまん延により被害を受け、十分に得られない事態になることも想定しておくものとする。

## 第2 実施体制

### 1 時期区分の設定

新型インフルエンザ等の発生の段階については、中長期的な対応となることを想定して、行動計画と同様に、準備期、初動期及び対応期という3つの時期区分を設定し、時期ごとに実施体制を検討するものとする。

### 2 準備期における体制

準備期においては、別に定めるところにより設置された徳島県警察新型インフルエンザ等対策委員会において、新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、各種対策を推進するとともに、必要に応じて、業務継続計画の見直しを検討するものとする。また、特措法の規定に基づき、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛の協力要請が行われる可能性があるため、職場における感染対策、テレワーク等、適切な業務継続方法について検討するものとする。

### 3 初動期における体制

初動期は、行動計画に定めるところにより、徳島県警察新型インフルエンザ等連絡室、徳島県警察新型インフルエンザ等対策室又は徳島県警察新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部等」と総称する。）及び署には対策本部等に準じた連絡室、対策室又は対策本部（以下「署対策本部等」と総称する。）を設置し、業務継続計画で定められた事項を実施するものとする。

### 4 対応期における体制

対応期においては、初動期に引き続き、対策本部等が中心となり、警察庁及び県知事部局等関係機関と連携を図り、事態の対処に当たるものとする。また、対応期には、多くの職員が欠勤することが考えられるため、業務継続計画で定められた事項を実施できるよう、適宜適切な人員配置に努めるものとする。

## 第3 発生時継続業務等

### 1 業務継続の基本方針

県警察は、新型インフルエンザ等の発生時（以下特段の記述のない限り、「発生」とは国内における発生のことをいう。）においても、その機能を維持するため、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加する業務（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全及び秩序の維持に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することにより、治安の維持や国民生活・経済活動等に重大な影響を与えるため、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難な業務（以下「一般継続業務」という。）（以下「発生時継続業務」と総称する。）は継続することとする。また、発生時継続業務の実施が困難となるおそれがあると判断した場合において、緊急に実施することが必須ではなく、かつ、一定期間大幅な縮小又は中断が可能な業務及び積極的に中断すべき業務（以下「縮小・中断業務」という。）は、縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入するものとする。

## 2 強化・拡充業務

主な強化・拡充業務は、行動計画において、初動期又は対応期における措置として定められている次に掲げる事項とする。

### (1) 初動期

- ア 実施体制等の確立
- イ 感染対策
- ウ 水際対策の支援
- エ 医療活動の支援
- オ 社会秩序の維持
- カ 新型インフルエンザ等の発生時における措置に対する支援等
- キ 条例の改正等への対応

### (2) 対応期

- ア 実施体制等の確立
- イ 感染対策
- ウ 水際対策の支援
- エ 医療活動の支援
- オ 多数死体取扱いに当たっての措置
- カ 社会秩序の維持
- キ 新型インフルエンザ等の発生時における措置に対する支援等
- ク 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置に対する支援等
- ケ 新型インフルエンザ等緊急事態措置に対する支援等
- コ 条例の改正等への対応

サ 小康状態となった場合の措置

### 3 一般継続業務

#### (1) 一般継続業務

新型インフルエンザ等による被害は、長期化することが考えられるため、県警察がその機能を維持するために必要最低限求められる業務及び発生時継続業務を実施するための環境を維持するための業務（物品購入・契約、安全・衛生、庁舎管理等）も一般継続業務とし、主な一般継続業務は、業務の仕分け（別表第1）のとおりとする。

#### (2) 一般継続業務についての留意事項

一般継続業務の実施に当たっては、感染拡大をできるだけ阻止するため、次の点について留意するものとする。

ア 一般継続業務であっても、その緊急性及び必要性を検討し、早急に対応が必要でないものは縮小又は中断すること。

イ 業務内容及び作業手順を精査し、より少ない人員により、短時間で効率的に実施する工夫をすること。

ウ 許可等の窓口業務、運転免許関連業務等の感染リスクのある業務に関しては、可能な範囲で感染リスクの低減を図って実施すること。

### 4 縮小・中断業務

#### (1) 縮小・中断業務

主な縮小・中断業務は、業務の仕分けのとおりとする。

#### (2) 縮小・中断業務についての留意事項

感染への対応が中長期に及ぶ場合、業務を縮小又は中断し続けることで他の業務に影響が出る可能性を考慮し、必要に応じて縮小・中断業務の見直しを行うなど適切に対応するものとする。

#### (3) 業務の縮小又は中断により、県民に影響を及ぼすおそれがある場合は、適宜、公表するものとする。

## 第4 業務継続のための執務体制の確立

### 1 新型インフルエンザ等発生時の執務体制

#### (1) 指揮命令系統の明確化

ア 幹部の感染リスクを低減するための方策

幹部（所属長以上の職にある者に限る。以下同じ。）の感染リスクを低減するため、新型インフルエンザ等の発生時には、決裁の簡略化、対人距離の確保、幹部とその業務を代行する者の交代での勤務等の措置を講ずるものとする。

イ 幹部の勤務が困難となった場合

(ア) 代決

事務の処理について、決裁をする権限を有する者（以下「決裁権者」という。）である幹部が新型インフルエンザ等により患するなどにより勤務が困難となった場合には、徳島県警察事務決裁規程（昭和50年徳島県警察本部訓令第29号）第10条の規定により代決を行うものとする。

(1) 代決者の報告

(ア)の規定により代決を行ったときは、速やかに、決裁権者に報告するものとする。

(2) 業務継続実施責任者等

ア 業務継続実施責任者

(ア) 各所属に業務継続実施責任者を置き、所属長をもって充てる。

(イ) 業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時に、業務継続計画に定められた業務を的確に実施するものとする。

イ 業務継続実施副責任者

(ア) 各所属に業務継続実施副責任者を置き、次長等をもって充てる。

(イ) 業務継続実施副責任者は、業務継続実施責任者を補佐し、業務継続実施責任者に事故があるときは、その業務を代行するものとする。

(3) 感染防止従事責任者

ア 各所属に感染防止従事責任者を置き、次長等をもって充てる。

イ 感染防止従事責任者は、新型インフルエンザ等の発生時に職員の感染をできる限り防止するため、職員の健康管理及び感染予防並びに職場内における感染拡大防止に関する業務を行うものとする。

2 人員計画

(1) 人員計画の作成等

ア 業務継続実施責任者は、業務の仕分けに基づき、あらかじめ所属単位（署にあつては課単位）で、発生時継続業務及びそれを実施するために最低限必要な人員を把握した上で、人員計画（別表第2）を作成しておくものとし、人員計画を作成し、又は変更したときは、当該計画を警備部警備課長（以下「警備課長」という。）に送付すること。

イ 縮小・中断業務については、縮小又は中断するための手続及び広報が必要となったり、代替策を講ずる必要が生じたりする場合もあると考えられるため、これらに関わる業務、必要な人員、物資等を整理するものとする。さらに、新型インフルエンザ等の発生時において、業務継続実施責任者は、人員計画を円滑に運用するとともに、感染リスクを軽減させる方策を執るものとする。

(2) 人員計画の作成上の留意事項

人員計画では、職員の最大40パーセントの欠勤率を想定し、発生時継続

業務が機能するために必要な人員を所属内で配分すること。この場合においては、業務継続実施責任者は、次の点に留意するものとする。

ア 特別な資格、技能等の専門知識が必要な業務に当たる職員の有無を確認し、該当する職員がいる場合は、可能な限り代替性を高めるため、他の職員に対する資格取得の奨励、技能の標準化及び教育訓練の実施による通常時からの代替要員の確保等の方策を講ずること。

イ 家族の看護等（学校・保育施設等の臨時休業、一部の福祉サービスの縮小等を含む。）により、出勤が困難となる可能性のある者を具体的に把握すること。

ウ 県本部各課の業務継続実施責任者は、署の発生時継続業務について、課内の縮小・中断業務に従事する者の応援が可能となるように整理すること。

### (3) 人員計画の運用

#### ア 準備期

業務継続実施責任者は、各業務資料の整理及び共有化を図り、発生時継続業務を担当する職員が欠勤した場合でも、他の職員が速やかに業務を継続できるようにするものとする。

#### イ 初動期

##### (ア) 体制の確立等

業務継続実施責任者は、対策本部等及び署対策本部等が設置され、新型インフルエンザ等対策が実施されることを念頭に、一時的な業務量の増加に柔軟に対応しつつ、発生時継続業務の再確認を行い、縮小・中断業務の業務量を迅速かつ計画的に減少することができるよう体制を整えとともに、必要人員等を確認し、具体的な人員配分等を検討するものとする。

##### (イ) 人員計画に定められた体制への移行

業務継続実施責任者は、対策本部等の決定により、速やかに人員計画に定められた体制に移行するものとする。

##### (ウ) 人員派遣の要請

人員の確保が困難な場合は、対策本部等の長に人員派遣の要請を行うものとする。この場合において、対策本部等の長は、県本部の警務課長及び関係所属長と協議した上で、派遣要員又は部隊を選考し、業務継続が困難な所属へ派遣するものとする。

#### ウ 対応期

業務継続実施責任者は、初動期に引き続き、発生時継続業務を確実に実施するものとする。

なお、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて必要がある場合には、体制、任務等の見直しを適宜行うものとする。

#### エ 留意事項

業務継続実施責任者は、人員計画の運用時において、次の点に留意するものとする。

- (ア) 人員計画に定められた体制への移行後は、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、感染防止従事責任者と共に、長時間労働による過労、精神的ストレス等により職員が健康を害することにならないよう配慮すること。
- (イ) 職員が公務中又は公共交通機関を利用して通勤している間に新型インフルエンザ等に感染し、健康被害が生じた場合、公務災害又は通勤災害が認められる可能性があることから、個別事案ごとに認定のために必要な調査を行い、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。）等に基づき、適切に公務災害及び通勤災害の認定を行うこと。
- (ウ) 新型インフルエンザ等の発生時において、職員に対し、特措法第28条の規定により行う予防接種である特定接種を行うこととした場合であって、副反応による健康被害が生じたときは、予防接種健康被害救済制度の対象となる可能性があることから、職員に同制度に係る申請要領等を教示すること。また、個別事案ごとに必要な調査を行い、補償法等に基づき、適切に公務災害の認定を行うこと。
- (エ) 新型インフルエンザ等の発生中に他の災害等が発生した場合の人員体制等についても考慮すること。

### 3 感染リスクを軽減する勤務体制

#### (1) 出勤方法

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時には、公共交通機関における感染リスクが高まることから、その発生状況等を勘案し、職員の列車又はバス通勤の見直し及び時差出勤の検討を行うものとする。

#### (2) 勤務形態

業務継続実施責任者は、職場で発症者が出た場合に濃厚接触者の数を減少させるため、必要に応じて、所属内において班を編制し、時差出勤を活用して班ごとに勤務時間を指定する班交替制勤務等についても検討するものとする。

#### (3) 勤務場所

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等が発生し、特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされ、新型インフルエン

ザ等のまん延を防止するため、特措法第45条第1項に基づき、徳島県知事から住民に対し、期間及び区域を定めて、必要な場合を除きみだりに外出しないこと等の協力要請があった場合において、状況に応じ、勤務場所を職員の自宅近くの署等に変更することを検討するものとする。

#### (4) 勤務環境

業務継続実施副責任者は、執務室内を整頓するとともに、新型インフルエンザ等の発生状況等を勘案の上、可能な限り対人距離をとれるよう机を配置し、また、職員に不織布製のマスク（以下単に「マスク」という。）を着用させるなど、感染拡大防止措置を講ずるものとする。また、不特定多数の者が集まる場を設定する各種会議、説明会等の業務については、オンライン会議や電子メールの活用等の代替手段を検討し、それが困難な場合は、中止又は延期を検討するものとする。

### 4 職員等の感染状況の把握等

#### (1) 健康監視及び発症時の対応

感染防止従事責任者は、新型インフルエンザ等の発生時には、職員等における新型インフルエンザ等の感染状況を把握するものとし、その手順については、次に掲げるとおりとする。

ア 新型インフルエンザ等の発生が確認された後、職員は、毎朝、自宅で検温し、発熱の有無を確認するとともに、自ら又は家族に発熱、咳、全身の倦怠感等（以下「発熱等」という。）のインフルエンザ様症状がある場合は、速やかに県及び保健所に設置された新型インフルエンザ等に関する相談窓口（以下「相談窓口」という。）等に連絡し、その指示に従って発熱外来等で受診するものとする。

イ 職員等が、相談窓口等において、発熱外来、指定医療機関等での受診を指示され、診察の結果、新型インフルエンザ等の疑いがあると診断された場合には、職員は、速やかに所属の感染防止従事責任者へ報告するものとする。

#### (2) 感染職員等の速報

感染防止従事責任者は、(1)のイの規定による報告を受けた場合は、厚生課長へ速報するものとする。

## 第5 業務継続のための執務環境の整備

### 1 物資等の確保

#### (1) 備蓄食料の管理

警備課長及び警務部会計課長（以下「会計課長」という。）は、新型インフルエンザ等の発生時に食料が入手困難となる場合に備え、関係業者等との連携を強化するとともに、備蓄食料を整備し、適正な管理を行うもの

とする。

## (2) 消耗品等の確保等

警備課長及び会計課長は、業務継続に必要な消耗品等をリストアップし、計画的な確保に努めるものとする。また、それら消耗品等を提供する事業者に対し、事業継続に向けた協力を要請するとともに、当該事業者自体の事業継続が難しいと判断される場合には、代替策について検討を行うものとする。

## 2 情報通信の確保

### (1) 通信の確保

対策本部等の設置時及び各種事案の発生時において、迅速かつ的確に通信を確保するため、情報通信部と連携し、関係事業者との連絡要領や窓口を業務マニュアル等で明確化するとともに、関係職員及び代替職員にも広く周知させるなど、担当職員の不在に対応した体制の確保を図るものとする。

### (2) 情報システムの維持

各種情報システムを適切に運用するため、当該システムの維持管理を担当する職員の不在に備えた業務マニュアルの作成、各種情報システムの操作方法の教養等を実施するものとする。また、各種情報システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、新型インフルエンザ等発生時においても早期に障害から復旧できるよう、日頃から関係事業者等との連絡体制の整備に努めるなど、障害発生時に迅速な対応ができる体制の確保を図るものとする。

## 3 対応体制の確保

厚生課長は、相談窓口の設置状況を確認し、必要に応じて職員に周知するとともに、職場に発熱等のインフルエンザ様症状がある者が確認された場合に備え、必要な対応を執る要領等について調整するものとする。

## 第6 感染防止の徹底

### 1 個人及び家庭での感染予防

#### (1) 職員等の基本的な感染防止対策は、次に掲げるとおりとする。

ア 発熱等のインフルエンザ様症状があれば出勤を控えること。

イ 換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、うがい等の基本的な感染防止対策等を徹底すること。

ウ 外出に当たっては、感染流行地域への移動及び公共交通機関の混雑時間帯を避けるなど、可能な限り人混みを避け、混み合った場所、特に屋内、乗り物等換気が不十分で閉鎖的な場所に入るときにはマスクを着用するよう努めること。

エ マスクについてはいつでも着用できるように準備し、咳、くしゃみ、鼻水等の症状がみられた場合は、速やかに着用すること。

(2) 感染予防の周知徹底

厚生課長は、新型インフルエンザ等感染予防のための基本的措置について、具体的に記載した資料を配布するなど、職員等に対する周知を徹底するものとする。

(3) マスク等の配布

厚生課長は、職員等の新型インフルエンザ等感染予防のため、警察共済組合等と連携して必要なマスク等を配布するよう努めるものとする。

2 職場における感染拡大防止対策

感染防止従事責任者は、職場における感染の拡大防止を徹底するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 各職員に毎朝、自宅で検温させ、発熱等のインフルエンザ様症状がある場合は、いかなる理由があっても出勤せず、相談窓口等に相談するよう指示すること。

(2) 職場における手洗い及びうがいを励行し、マスク着用等の咳エチケットを徹底すること。

(3) 消毒に必要な消毒剤を配備すること。

(4) 机のレイアウトの変更、パーティションの設置等により対人距離を保持すること。

(5) 食事時間に時差を設けること。

(6) 対面による会議を極力避け、オンライン会議等を実施すること。

(7) エアロゾル感染への対策として、建物の構造、室内温度、外気温等に応じ、可能な範囲で換気を行うこと。

(8) 通常の掃除に加え、特に机、椅子、ドアノブ、照明のスイッチ、階段の手すり、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等の人がよく触れる可能性のある箇所の消毒を実施すること。

3 発症者等への対応

(1) 発症者が確認された場合の措置

職場内に発症者が確認された場合の措置（業務継続実施責任者の対応を除く。）は、次に掲げるとおりとする。

ア 感染防止従事責任者は、発症者が確認された旨を、速やかに厚生課長に報告するとともに、発症者及び発症者と濃厚接触した職員にマスクを着用させること。

イ 感染防止従事責任者は、発症者の対応に当たる職員に感染防護資機材を着用させ、発症者が自力で他の職員との接触を極力避けられる場所(以

下「別室」という。)に向かうことが不可能な場合は、援助させること。  
ウ 発症者は、別室に移動し、相談窓口等に電話により自身の症状を伝え、その指示に従うこと。

エ 発症者が発症の直前に職場で勤務していた場合は、消毒剤等を用いて、発症者が触れた可能性のある箇所の消毒を実施すること。

オ 発症者と濃厚接触した職員については、相談窓口等の指示に従い対応すること。

#### (2) 職員の発症等に関する休暇の取扱い

業務継続実施責任者は、職員がり患した場合等は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める休暇の取得を促すものとする。特に、ア及びイに該当する職員を認知した場合は、それぞれに該当する休暇を取得するよう指導するものとする。

ア 新型インフルエンザ等を発症した場合 病気休暇又は年次有給休暇

イ 濃厚接触者として外出自粛等の要請を受けた場合 特別休暇

なお、「濃厚接触者として外出自粛等の要請を受けた場合」とは、次に掲げるいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項の規定により停留の対象となった場合

(イ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第2項の規定により、新型インフルエンザ等感染症にり患していると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該職員等の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合

ウ 保育所等の臨時休業による子等の世話のため出勤できない場合 年次有給休暇又は特別休暇

#### 4 来庁者への対応

##### (1) 本部庁舎及び本部分庁舎

警備課長、厚生課長及び会計課長は、新型インフルエンザ等の発生時には、庁舎内における感染拡大を防止するため、本部分庁舎の庁舎管理責任者と連携し、来庁者に対して、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 庁舎入口においてサーモグラフィを活用するなどにより、発熱等の症状がある者の入庁を制限する。また、来庁者には、庁舎入口における手指消毒及びマスク着用を要請する。

イ 各種業務を継続するために必要な庁舎内施設の利用制限を行い、会議室を来庁者との面談場所に指定するなど、庁舎内における感染の拡大防

止に努める。

ウ 庁舎の機能維持に必要な警備、清掃、各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請する。また、サービスの調達方法等について整理するとともに、事業者が休業した場合等を想定した対応策についても検討する。

(2) 署庁舎（交番等を含む。）

署長は、(1)に規定する措置に準じた対応を行うものとする。

## 第7 業務継続計画の運用に関する留意事項

### 1 初期段階における漸次の業務縮小等

新型インフルエンザ等の発生の初期段階は、発生した新型インフルエンザ等の病原性、感染性等が不明である可能性が高いため、縮小・中断業務については、感染拡大の状況等に基づき必要に応じて縮小又は中断し、感染リスクを軽減していくものとする。

### 2 状況に応じた対応

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の感染拡大等の状況に応じ、業務継続計画に沿って、人員体制等を変更し、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、必要な調整を行うものとする。また、業務継続実施責任者は、休暇取得者等の増加により、職員の勤務体制及び指揮命令系統が変化することを踏まえ、人員計画の修正を行うなど、弾力的な業務運営を行うものとする。

### 3 通常体制への復帰

原則として、政府の新型インフルエンザ対策本部が廃止され、特措法に基づかない基本的な感染症対策に移行した場合には、通常体制への段階的な移行を検討するものとする。ただし、発症した職員が回復し順次職務に復帰している状況においても、その後再び感染が拡大・まん延する可能性があることから、状況に応じ、感染防止対策を継続するものとする。

### 4 職員に対する教養及び訓練

業務継続実施責任者は、職員に対して、業務継続計画の内容及びそれに沿った対応を周知・理解させるとともに、定期的に教養・訓練を行うものとする。訓練を行うに当たっては、所属の欠勤者が増加した場合、交替制勤務等の感染リスクを低減させるための勤務体制をとる場合等を想定し、役割分担を確認する等の実践的な訓練を実施することにより、業務継続計画及び実施上の改善点等の課題を解消するものとする。また、庁舎内において発症者が確認された場合に対応する職員及び不特定多数の者と接触しなければならない業務に従事する職員に対しては、個人防護具の着脱訓練を行うものとする。

### 5 適宜の点検及び改善

新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、行動計画が変更された場合及びその他改善が必要な場合は、適宜、業務継続計画を改正するものとし、職員の人事異動及び連絡先並びに物資及びサービスの調達先に係る情報の更新の状況、教育・訓練の実施状況等について、定期的に所属内の取組状況を確認し、必要に応じて人員計画の修正等を行うものとする。

## 別表第1（第3、第4関係）

## 業務の仕分け

【警務部関係】

	業務の内容
一般継続業務	公安委員会の会議関連業務
	警察庁、管区局、関係都道府県警察及び関係機関との連絡・調整
	広報対応を始めとする市民等への情報伝達
	留置管理業務
	個人情報の保護及び情報公開
	当直体制の確保
	組織関連業務
	職員の人事及び定員関連業務
	職員の勤務制度関連業務
	退職手当関連業務
	監察関連業務（非違事案の調査、処分等に限る。）
	訟務対応
	相談関連業務
	被疑者取調べ監督関連業務
	予算、決算及び会計
	警察装備関連業務
	環境維持に係る業務（物品購入・契約、安全・衛生、庁舎管理等）
	遺失・拾得関連業務
	災害補償関連業務
	犯罪被害者等給付金等関連業務
	職員の臨時健康診断その他保健関連業務
	給与関連業務
	管理換業務
	サイバー事案の取締り
	サイバー事案の予防一般
	重大サイバー事案に係る緊急対処・予兆把握関連業務
	インターネット上の違法情報、有害情報関連業務
	各所属に対する技術支援業務
	情報システムの管理、運用関連業務
	情報セキュリティ侵害事案等発生時の対応
	照会業務
	法制業務
庶務関連業務	
縮小・中断業務	各種統計業務
	専科教養・研修・訓練等
	警察表彰関連業務
	福利厚生関連業務
	警察教養関連業務
	警察職員の採用関連業務
	監察関連業務（非違事案の調査、処分等を除く。）
	人事評価関連業務
	犯罪被害者等施策の企画・立案、総合調整関連業務
	情報システム整備関連業務
	刊行物等の資料作成・管理

業務の仕分け

【生活安全部関係】

	業務の内容
一般 継続 業務	警察庁、管区局、関係都道府県警察及び関係機関との連絡・調整
	広報対応を始めとする市民等への情報伝達
	犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全及び平穩に関する業務
	犯罪の予防一般
	警備業法関連業務
	酩酊者、行方不明者、迷子その他応急の救護を要する者の保護
	児童虐待及び少年を被害者とする犯罪の防止及び被害少年の保護
	警察通信指令関連業務
	地域警察官の行う街頭活動関連業務
	鉄道警察関連業務
	警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用関連業務
	水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助関連業務
	火薬類の運搬及び取締り
	核燃料物質等、放射性同位元素等、特定物質及び届出対象病原体等の運搬関連業務
	銃砲刀剣類所持等取締法関連業務（許可関連業務を除く。）
	ストーカー行為等の規制等に関する法律関連業務
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律関連業務
	生活安全関連法令違反事案の取締り
	債権管理回収業に関する特別措置法の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関する業務（暴力団対策に該当しないものに限る。）
縮小・ 中 断 業務	各種統計業務
	予算・組織要求
	専科教養・研修・訓練等
	福利厚生関連業務
	刊行物等の資料作成・管理
	生活安全警察に関する法令の調査及び研究
	生活安全警察に関する資料の調査、収集及び管理
	巡回連絡関連業務
古物営業の許可等営業に関する許可・届出等関連業務	

業務の仕分け

【刑事部関係】

	業務の内容
一般継続業務	警察庁、管区局、関係都道府県警察及び関係機関との連絡・調整
	広報対応を始めとする市民等への情報伝達
	組織犯罪対策
	薬物銃器事犯の取締り
	国際捜査共助及び国際犯罪捜査
	マネー・ローンダリング対策
	その他社会的反響が大きく、指導・調整が必要となる犯罪の捜査に関する業務
	捜査共助に関する業務
	犯罪鑑識関連業務
	各種照会業務の運用に関する業務
庶務関連業務	
縮小・中断業務	各種統計業務
	予算・組織要求
	専科教養・研修・訓練等
	福利厚生関連業務
	刊行物等の資料作成・管理
	刑事資料の調査、収集及び管理
各種指導・法令関係等業務	

業務の仕分け

【交通部関係】

	業務の内容
一般 継続 業務	警察庁、管区局、関係都道府県警察及び関係機関との連絡・調整
	広報対応を始めとする市民等への情報伝達
	交通規制の実施に関する業務
	交通情報に関する業務
	交通指導取締りに関する業務
	運転者管理システムの運用に関する業務
	交通事故事件捜査に関する業務
	庶務関連業務
縮小 ・ 中断 業務	各種統計業務
	予算・組織要求
	専科教養・研修・訓練等
	福利厚生関連業務
	刊行物等の資料作成・管理
	交通関係法令の調査・研究
	交通安全教育
	交通安全関係団体等に対する指導等
	交通事故防止対策に関する業務
運転免許関連事務	

業務の仕分け

【警備部関係】

	業務の内容
一般 継続 業務	警察庁、管区局、関係都道府県警察及び関係機関との連絡・調整
	広報対応を始めとする市民等への情報伝達
	警備情報の収集、分析及び調査
	警備犯罪の取締り
	「テロ、ゲリラ」事件等重大事案が発生した際の対処及び関連情報の収集・分析
	警備実施・警衛・警護
	外国人に係る警備情報の収集、分析及び調査
	外国人に係る警備犯罪の取締り
	テロリストの侵入を防止するための水際対策
	警備対象勢力の関与が疑われるサイバー事案が発生した際の関連情報の収集・分析
	警察用航空機の運用関連業務
庶務関連業務	
縮小 ・ 中 断 業 務	各種統計業務
	予算・組織要求
	専科教養・研修・訓練等
	福利厚生関連業務
	刊行物等の資料作成・管理
警備関係法令の調査・研究	

